

全 員 協 議 会 記 録

令 和 7 年 9 月 1 0 日 ①

【開催日】 令和7年9月10日（水）

【開催場所】 議場

【開会・散会時間】 午前9時～午前9時7分

【出席議員】

議長	高松秀樹	副議長	中村博行
議員	伊場勇	議員	大井淳一郎
議員	岡山明	議員	奥良秀
議員	笹木慶之	議員	白井健一郎
議員	恒松恵子	議員	中岡英二
議員	中島好人	議員	福田勝政
議員	藤岡修美	議員	古豊和恵
議員	前田浩司	議員	松尾数則
議員	宮本政志	議員	森山喜久
議員	矢田松夫	議員	山田伸幸
議員	吉永美子		

【欠席議員】 なし

【事務局出席者】

局長	石田隆	議事係長	岡田靖仁
----	-----	------	------

【審査内容】

1 議運決定事項について

午前9時 開会

高松秀樹議長 おはようございます。全員協議会を始めます。本日の付議事項、議運決定事項について、議会運営委員長の報告を求めます。

(宮本政志議会運営委員長 登壇)

宮本政志議会運営委員長 おはようございます。それでは、第62回と63回

の議運決定事項を報告いたします。まず1点目です。令和7年第3回(9月)定例会に関する事項について。(1)総務文教常任委員長及び政策提案特別委員長から所管事務調査報告を行いたい旨の申入れがあり、議事日程に追加することといたしました。(2)(1)に伴う議事日程の変更案については、次のとおりとしておりますので御確認ください。2点目、日本共産党山陽小野田市議会議員団による善良なる市民に対する名誉毀損事件についての陳情書。議長に対して、資料1のとおり答申いたしました。3点目、第10回議会運営委員会における諮問事項について。議長に対して資料2のとおり答申いたしました。なお、本件に係る審査の中で、議員が情報発信するに当たって、注意すべき事項を以下のとおり決定しております。(1)情報発信に当たっては、相手を誹謗中傷しないこと。(2)情報発信に当たっては、必ず事実確認を行うこと。(3)もし発信した内容が、相手への誹謗中傷に当たった場合、または事実でなかった場合には、速やかに適切な是正措置を行うこと。4点目、陳情・要望等の審査結果について(お知らせ)に関する件ですが、議長に対して、資料3のとおり答申しております。以上で報告を終わります。

(宮本政志議会運営委員長 降壇)

高松秀樹議長 ただいまの報告に対しまして、質疑はございますか。

山田伸幸議員 3番目の項として出された第10回議会運営委員会における諮問事項についての中で、(1)から(3)まであります。これらはいずれも当たり前といえば当たり前のことなのですが、ここで改めてこのようにされたのはどういった理由があるのでしょうか。

宮本政志議会運営委員長 議長から諮問を受けました第10回議会運営委員会における諮問事項の内容を議論する中で、当初に広告物等の議論があり、また、大井委員からSNSの発信についてのお話がありました。誹謗中傷や事実と異なることの公表が全国的に問題になっているので、SNS

等も含めて情報発信に関して全議員に注意事項を周知していくべきという御意見がありました。大井委員の御意見に対して、ほかの全議会運営委員が納得したため、先ほどの（１）から（３）を読み上げさせていただいて全議員に周知することになったという経緯です。

中島好人議員 陳情要望の審査結果についてです。「日本共産党山陽小野田市議会議員団による善良な市民に対する名誉毀損事件についての陳情」について、議会運営委員会で審査されたわけですが。議員の議会外の政治活動について、また名誉毀損について議会運営委員会で審査する法的根拠は何なのか、何に基づいて審査されたのか、お尋ねします。

宮本政志議会運営委員長 これは議会運営委員会の中でもう何度も述べております。議会運営委員会は、一度も名誉棄損事件そのものについて取り扱ったり議論したりしたことはございません。ただ、この陳情書の題名に「名誉毀損事件」という文言があり、陳情書の題名をこちらで勝手に変えるわけにはいきませんから、恐らく今のような質疑につながったと思います。法的根拠とおっしゃったんですが、地方自治法には請願が権利として明記されております。本市議会では、陳情書は、要件を満たすことが前提ですが、請願と同じ扱いをすると決まっております。高松議長は、形式的に要件を満たしたものは全て受けられております。つまり、議長御本人の判断で受けたり受けなかったりということはされておられません。議長が要件がそろった陳情書等を受理されて、それを今度は議会運営委員に諮問されるわけです。議会運営委員会は粛々と議論して、先ほど報告をしました結果に結びついたということです。

高松秀樹議長 ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で全員協議会を終わります。

午前 9 時 7 分 散会
